

安全・安心・地球に優しい 6価クロム還元洗浄剤

改良6出友し

バイオのちからで、あなたのマイホームをさらに安全・安心に！
セメント系硬化剤を使用した地盤改良工事では6価クロムが溶出する恐れがあります



国土交通省新技術登録システム
NETIS 登録商品
登録No. KTK-160025-A

初野建材工業株式会社 〒350-0838 埼玉県川越市宮元町82-1
環境事業部 TEL. 049-224-5131 FAX. 049-224-5209
E-mail. hatsuno-kk@hatsuno-kk.com

スマホの方は
こちらから▶
http://6denashi.com



増税後に施行される 住宅取得支援策

表1 住宅支援制度の対象期間（消費税率10%が適用されるものが対象）

次世代住宅ポイント	注文住宅(持家)の新築	2019.4~2020.3に請負契約・着工し、2019.10以降に引渡しをしたもの ※2018.12.21~2019.3に請負契約を締結し、着工が2019.10~2020.3となるものも対象
	リフォーム	2018.12.21~2020.3に請負契約・着工、かつ売買契約を締結し、2019.10以降に引き渡しをうけたもの
住宅ローン減税	新築分譲住宅の購入	2018.12.21~2020.3に請負契約・着工、かつ売買契約を締結し、2019.10以降に引き渡しをうけたもの 2018.12.20までに完成した新築住宅で、2018.12.21以降、完成から1年以内に売買契約を締結し、2019.10以降に引き渡しをうけたもの
	住宅ローン減税	2019.10.1~2020.12.31までに入居したもの
住まい給付金の拡充	2019.10.1~2021.12.31までに引き渡し・入居したもの	
贈与税非課税枠の拡大	2019.4~2020.3までに契約を締結したもの	

表2 住まい給付金 給付額の比較

消費税率	収入の目安	給付基礎額
	8%時	425万円
425万円超475万円以下		20万円
475万円超510万円以下		10万円
10%時	450万円以下	50万円
	450万円超525万円以下	40万円
	525万円超600万円以下	30万円
	600万円超675万円以下	20万円
	675万円超775万円以下	10万円

※住宅の質に関する一定の要件を満たした住宅が対象

住宅取得資金贈与
父母や祖父母などの直系尊属から住宅取得資金の贈与を受けて住宅を取得した場合、贈与税が非課税となる金

今回の支援制度は消費増税の緩和措置なので、期間が限られている上、どの制度が適用されるかは住宅取得の状況により異なる。2%の増税分が概ね緩和される場合もある。正しく知って賢く使ってほしい。

一方、住宅を取得するタイミングは人それぞれ。ライフステージによって違ってくる。消費税率や支援制度を優先させるのではなく、現在や将来を見据えて、無理のない計画を立てることが大切である。

消費税率引き上げに伴い、新築・購入の住宅取得支援策として、一定の性能(省エネ性、耐震性、バリアフリー性能など)を満たした住宅に、または家事負担の軽減に役立つ設備を取り入れるなどの新築や住宅リフォームを行う場合、場合、さまざまな商品と交換できるポイントを受け取れる制度(既存住宅(中古住宅)「次世代住宅ポイント」の購入を伴う場合、条件を満たせば、最大60万ポイントになる)が創設される。対象となるのは「環境」「安全・安心」「高齢者対応」「子育て支援」などについて性能の高い住宅の新築とリフォームを行う場合、

住宅ローン減税の控除期間が延長に

住宅ローン減税とは(上限4000万円)住宅購入時に利用する住宅ローンの金額に1%か2%の所得税を控除される制度。10%増税に伴い、住宅ローン減税の控除期間が3年間延長され、現行10年から13年となる。1年から10年目までは従来通り、借入金など年末残高(上限4000万円)×1%の控除が適用される。11年から13年目までの各年の控除限度額は①住宅借入金など年末残高(上限4000万円)×1%の控除が適用される。11年から13年目までの各年の控除限度額は①住宅借入金など年末残高(上限4000万円)×1%の控除が適用される。11年から13年目までの各年の控除限度額は①住宅借入金など年末残高(上限4000万円)×1%の控除が適用される。

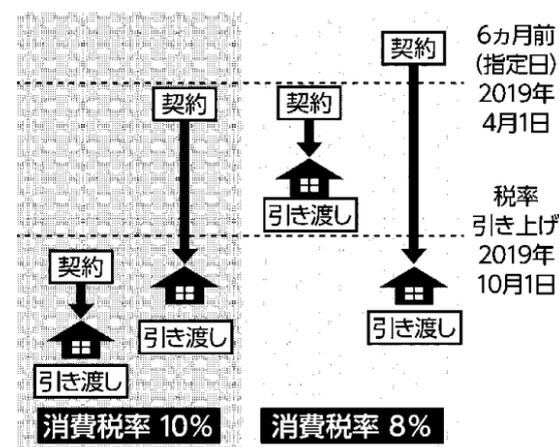
新たに導入される「ポイント制度」とは？

消費税率引き上げに伴い、新築・購入の住宅取得支援策として、一定の性能(省エネ性、耐震性、バリアフリー性能など)を満たした住宅に、または家事負担の軽減に役立つ設備を取り入れるなどの新築や住宅リフォームを行う場合、場合、さまざまな商品と交換できるポイントを受け取れる制度(既存住宅(中古住宅)「次世代住宅ポイント」の購入を伴う場合、条件を満たせば、最大60万ポイントになる)が創設される。対象となるのは「環境」「安全・安心」「高齢者対応」「子育て支援」などについて性能の高い住宅の新築とリフォームを行う場合、

上限が45万ポイントに引き上げられる。注目すべきなのは家事負担軽減に役立つ設備(ビルトイン食器洗い機・掃除しやすいレンジフード・掃除しやすいトイレ・浴室乾燥機などを設置すると、ポイントが獲得できる点だ。なお、1戸当たりの合計ポイント数が2万ポイント以下。

住宅の消費税率10%適用はいつからか
ただし、注文住宅のシヨンなどの分譲契約適用については原則引請負契約については経年引渡しの時点によって過措置により今年3月判断されるので、引き渡しが9月30日までの場合は8%が適用され10月1日を過ぎると10%が適用される(図)。用いられる。また、マン

図 10%への引き上げ時の経過措置



使用道だが①省エネ・環境配慮に優れた商品②防災関連商品③健康関連商品④家事負担軽減に役立つ商品⑤子育て関連商品⑥地域振興に役立つ商品など交換できる。ただし追加的に実施する工事費への充当には使えない。

また、ポイント発行申請は原則、対象住宅の所有者が行うが、請負事業者などが代理で行うこともできる。工事は完了後にポイント発行申請を行い、その後商品交換申請を行う。ポイントの発行申請は今年6月頃からだが、商品との交換申請は10月頃から始まる予定である。



山本 倫子

やまもと・のりこ
資格：住まいのナビゲーター、一級建築士、福祉環境コーディネーター2級
1996年から一級建築士事務所を主宰し、戸建て新築、リフォームを中心に活躍。2010年から一般財団法人「住まいのナビゲーター」として住宅相談やセミナー講師を担当。